

『大樹レーシングクラブ会員規約』（競走用馬ファンドの契約にあたって） 《契約締結前（時）の交付書面》

1. クラブ法人および愛馬会法人

(1) クラブ法人

- ・商号：有限会社大樹ファーム
- ・住所：北海道浦河郡浦河町字西幌別353番地の3
- ・代表者：荻野豊
- ・登録番号：北海道財務局長（金商）第21号
- ・資本金：2,000万円
- ・主要出資者：荻野豊
- ・他に行っている事業：競走馬の保有、生産、育成、管理販売およびこれらに付帯する一切の業務

(2) 愛馬会法人

- ・商号：株式会社大樹レーシングクラブ
- ・住所：北海道浦河郡浦河町字西幌別353番地の3
- ・代表者：荻野史子
- ・登録番号：北海道財務局長（金商）第41号
- ・資本金：7,990万円
- ・主要株主：有限会社ビクトリーホースランチ

(3) 本店所在地等および顧客が営業者に連絡する方法

本店所在地ならびに電話番号は以下のとおりです。顧客が愛馬会法人に連絡する方法等については、訪問もしくは電話連絡、ホームページ内のお問い合わせフォームからの連絡により、以下の時間帯で受け付けます。

〒057-0002 北海道浦河郡浦河町字西幌別 353 番地の 3
TEL 0146-26-7676 FAX 0146-28-1452
月曜日～金曜日 / 10:00～17:00
クラブ公式ホームページ <https://www.taiki-rc.com>

2. 金融商品取引契約等の種類ならびに顧客から出資された財産の運用形態

(1) 金融商品取引契約の種類

商法（明治 32 年法律第 48 号、以降の改正を含む）第三篇第四章第 535 号により規定された匿名組合の契約形態であって、顧客が匿名組合員となり営業者（本書面において「愛馬会法人」という）に出資し、愛馬会法人が行う営業から生じる利益を匿名組合員（本書面において「顧客」という）に分配することを約束する契約です。

(2) 顧客から出資された財産の運用形態

顧客から出資された財産により取得した競走用馬（本書面において「当該出資馬」という）は、愛馬会法人から日本中央競馬会（以下「JRA」という）および地方競馬全国協会（以下「NAR」という）に馬主登録のあるクラブ法人に匿名組合契約に基づき現物出資され、当該クラブ法人により JRA および地方競馬主催者（以下「JRA 等」という、NAR に登録・在籍する場合については後述「25.」を参照のこと）の競走に出走させて得た賞金から諸経費を控除した額（本書面において「獲得賞金分配対象額」といい、賞金およびその他収入から諸経費を控除した額は「獲得賞金等分配対象額」という）をクラブ法人は愛馬会法人に対して支払い、支払いを受けた愛馬会法人は、当該支払額を出資口数に応じて算出し、顧客に対して支払うものです。獲得賞金等分配対象額は、一定の基準（※後述「14.」記載のとおり）に従い出資返戻金と利益分配金に区分します。愛馬会法人は、この分配作業を月次において行い、顧客に分配します（以下「月次分配」という）。獲得賞金等分配対象額のうち、JRA 等がクラブ法人に支払う賞金からは、源泉徴収が行われます（以下「JRA 等の源泉徴収」という）。

また、愛馬会法人とクラブ法人との間の当該出資馬の現物出資は匿名組合契約で行われることから、クラブ法人から愛馬会法人に賞金が支払われる際、匿名組合の利益分配金に対して 20.42%が源泉徴収されます（以下「クラブ法人の源泉徴収」という）。「JRA 等の源泉徴収」はクラブ法人に帰属し、また、「クラブ法人の源泉徴収」は愛馬会法人に帰属しますが、両法人がそれぞれ決算において法人税額に充当し精算を受けた後、愛馬会法人は、クラブ法人の行った当該精算分を含め、これら源泉精算相当額を顧客に分配するものとし、この分配作業を年次において行い、一定の基準（※後述「14.」記載のとおり）に従い出資返戻金と利益分配金に区分して計算して顧客に分配します（以下「年次分配」という）。当該出資馬について、やむを得ない理由により JRA 等の競走馬登録が行えない、あるいは JRA 等の競走馬登録を抹消する等の事由で運用が終了し、この際、分配金のある場合には愛馬会法人は引退時における分配作業を行い、一定の基準（※後述「14.」記載のとおり）に従い出資返戻金と利益分配金に区分して顧客に分配します（以下「引退精算分配」という）。従って、本金融商品取引契約は、クラブ法人が当該出資馬を運用し、運用により得られた利益等について愛馬会法人は、月次分配・年次分配・引退精算分配等の方法により顧客に分配するものです。

3. 競走用馬ファンド受益権の販売に関する事項

(1) 入会および出資申込の方法ならびに出資金払込の期日および方法等

① 新規に入会する顧客の場合

募集馬に対して出資を希望する顧客は、まず愛馬会法人へ入会していただく必要がありますので、本書面を熟読の上、以下に定める所定の手続きを行ってください（ただし、20 歳未満の者、外国籍で国内非居住者でかつ、日本の金融機関に口座開設のない個人の方、日本に本店もしくは支店のない外国法人で、かつ日本の金融機関に口座開設のない外国法人、募集馬に出資するについて必要な認知、判断、意思疎通を適切に行うことが困難と判断される者、破産者、競馬関与禁（停）止者、暴力団関係者は入会できません）。

i 出資申込の方法等

顧客は、出資を希望する募集馬の出資予約を電話等で行った上で、送付されてくる『出資申込書』および『預金口座振替依頼書』に必要事項を記入して、『本人確認書類』と『個人番号確認書類』（法人でお申込みの場合は代表者の『本人確認書類』と『法人番号確認書類』のほかに、『法人確認書類』）を添えて愛馬会法人にご返送ください。『出資申込書』が愛馬会法人に到着し、契約が成立した後、顧客に対して『出資計算書』を送付します。顧客は、当該『出資計算書』の発行日翌日から 2 週間以内に、当該『出資計算書』に記載されている合計金額を愛馬会法人指定の金融機関口座に振り込んでください（振込手数料は顧客負担となります）。愛馬会法人は、入金確認後に、顧客に対して『会員証』を発行します。なお、『会員証』を紛失等され、再発行する場合については、再発行代として 2,500 円いただきます。また、『会員証』は、退会時に、愛馬会法人に対して返還していただきます。

ii 「出資計算書」に記載の項目について

- 入会金：10,000 円（税込）
- 一般会費：※後述「4. (1)」のとおりに申込書受理月分
- 出資金

一括払いの場合は全額。ただし、一括払いの場合には期間限定の割引が適用されます。分割払いの場合には、『出資申込書』を愛馬会法人が受理した日の属する月（以下「申込書受理月」という）の金額。分割払回数は申込書受理月により異なり最大7回まで（2歳の3月まで）。ただし、申込書受理月分から当該出資馬が2歳3月に到達する月支払分までの期間内に分割払いを完了する必要があります。よって、分割払いの回数を短縮しなければならない場合がありますのでご注意ください。（※例えば、申込書受理月が2歳1月の場合にあっては、分割回数は3回となります。）また、一括・分割の支払方法決定後は双方への変更は不可、分割支払い中の残高一括支払いはできません。

※詳しくは『クラブガイド』P.27 の「募集馬支払早見表」をご覧ください。

- 維持会費：※後述「4. (2)」のとおりに
- 競走馬保険料：※後述「4. (3)」のとおりに

iii 入会後に顧客からお支払いいただく費用および自動引落等の方法について以下の経費の自動引落については、原則として、愛馬会法人が顧客に対して『出資計算書』を送付した日の属する月の翌月以降の23日から開始させていただきます。また、自動引落の手続きが完了していない顧客ならびに自動引落を希望されない顧客は、愛馬会法人が指定する金融機関口座に、『月次報告書』に記載されている金額を毎月23日までに振り込んでください（振込手数料は顧客負担となります）。

- 一般会費：※後述「4. (1)」のとおりに申込書受理月の翌月以降分
- 分割払出資金：2回目以降分割払金
- 維持会費：※後述「4. (2)」のとおりに
- 競走馬保険料：※後述「4. (3)」のとおりに

②既に会員になられている顧客の場合

i 出資申込の方法ならびに出資金払込の期日および方法等

顧客は、本書面を熟読の上、ホームページ内「出資申込フォーム」よりお申込みください。または電話による出資予約を行った上で、『出資申込書』に必要事項を記入して愛馬会法人に送付してください。ホームページからの出資申込完了、または『出資申込書』が愛馬会法人に到着し、契約が成立した後、顧客に対して『出資計算書』を送付します。当該『出資計算書』に記載されている合計金額は、『出資計算書』に記載された日付に自動引落させていただきます（顧客が利用するファイナンス会社により自動引落日が異なりますのでご注意ください）。また、自動引落の手続きが完了していない顧客ならびに自動引落を希望されない顧客は、愛馬会法人が指定する金融機関口座に、『出資計算書』に記載されている期日までに振り込んでください（振込手数料は顧客負担となります）。

ii 「出資計算書」に記載の当該出資馬に係る項目について

- 出資金
一括払いの場合は全額。ただし、一括払いの場合には期間限定の割引が適用されます。分割払いの場合には、ホームページからの出資申込が完了、または『出資申込書』を愛馬会法人が受理した日の属する月（以下「申込受理月」という）の金額。分割払回数は申込受理月により異なり最大7回まで（2歳の3月まで）。

ただし、申込受理月分から当該出資馬が2歳3月に到達する月支払分までの期間内に分割払いを完了することが必要です。よって、分割払いの回数を短縮しなければならない場合がありますのでご注意ください。（※例えば、申込書受理月が2歳1月の場合にあっては、分割回数は3回となります。）また、一括・分割の支払方法決定後は双方への変更は不可、分割支払い中の残高一括支払いはできません。

※詳しくは『クラブガイド』P.27 の「募集馬支払早見表」をご覧ください。

- 維持会費：※後述「4. (2)」のとおりに
- 競走馬保険料：※後述「4. (3)」のとおりに

③会員資格の喪失

- i 顧客が、支払義務の発生している出資金、一般会費、維持会費および競走馬保険料について、納入期限までに履行しない場合においては、愛馬会法人は、当該債務額に対して年率 14.6%の割合による延滞利息の支払いを求める場合があります。
- ii 顧客が、納入期日から 2ヶ月以上履行しない場合や過去1年間に 4 回以上の滞納があった場合には、その会員資格は失効するものとし、さらに顧客が有していた配当金および精算金に係る受領権ならびに当該出資馬に係る一切の権利も消滅するものとします。
- iii 顧客が、次の事項に該当して愛馬会法人の円滑な運営を妨げた場合、愛馬会法人は係る顧客に対して退会を求めることができます。
 - ・本書面の後述「12. (3)」の記載内容に違反した場合
 - ・愛馬会法人に登録されている顧客個々のユーザー ID、パスワードを公表、漏洩し、不正使用と認められた場合
 - ・愛馬会法人のホームページ等、愛馬会法人に権利が属するものを無断に販売・複製・転載等した場合
 - ・愛馬会法人、クラブ法人、当該出資馬およびそれらの関係者に対して、公共の媒体（テレビ、ラジオ、インターネット、SNS 等）または公の場にて、誹謗中傷と受け取れる内容の発言等を行い、社会的評価を低下させ、愛馬会法人およびクラブ法人に不利益を及ぼす、あるいはその可能性が生じた場合

(2) 競走用馬ファンド受益権の名称

『募集馬パンフレット』をご覧ください。

(3) 販売予定総額および口数

1頭あたりの募集予定額および口数は、募集馬によってそれぞれ異なりますので、『募集馬パンフレット』をご覧ください。

(4) 販売単位

愛馬会法人では、全ての募集馬について1口単位で販売します。

(5) 出資申込期間および取扱場所

①申込期間

各募集馬へのお申し込みは、売日日から当該出資馬の募集口数が満口になった時点、JRA 等の競走用馬としての登録を申請（トレーニングセンター入厩または産地馬体検査受検）する前、もしくは 2025 年 6 月 30 日（月）17：00 までの間など、愛馬会法人が指定した申込締切日のいずれかの早い日までを申込期間とします。

②申込取扱所

愛馬会法人の事務所において営業時間内（月曜日～金曜日 /10：00～17：00）に受け付けています。また、愛馬会ホームページ内「出資申込フォーム」にて随時受け付けています。

4. 愛馬会法人が顧客から徴収する会費および追加出資金の徴収方法

愛馬会法人は、以下の項目について、その支払義務の発生に応じて顧客にお支払いいただく該当月の中旬までに、顧客に対して『月次報告書』（ただし、新規に入会・出資する顧客の場合における書面は『出資計算書』という）を送付します。

※NAR 所属馬の維持会費および競走馬保険につきましては、後述「25. (1)・(2)」のとおり

(1) 一般会費

当該経費は、愛馬会法人の運営費に充てられるもので、申込書受理月分から顧客の支払義務が発生し、出資頭数にかかわらず毎月1名につき2,750円（税込）の費用をお支払いいただくこととなります。

i 申込書受理月分のお支払い方法（新規に入会・出資する顧客のみ）

顧客は、『出資計算書』の発行日翌日から2週間以内に、当該『出資計算書』に記載されている合計金額を愛馬会法人指定の金融機関口座に振り込んでください（振込手数料は顧客負担となります）。

ii 申込書受理月の翌月以降分のお支払い方法

原則として申込書受理月の翌月以降の月から自動引落を開始させていただきます（顧客が利用するファイナンス会社により自動引落日が異なりますのでご注意ください）。

また、自動引落の手続きが完了していない顧客ならびに自動引落を希望されない顧客は、愛馬会法人が指定する金融機関口座に、『月次報告書』に記載されている金額を毎月23日までに振り込んでください（振込手数料は顧客負担となります）。

(2) 維持会費

当該経費は、当該出資馬の運用において生じる費用（育成費および厩舎預託料、各種登録料、輸送費など）に充当するためのものであって、JRAへ競走馬登録を行い運用する当該出資馬については、これを1頭あたり月額70万円と設定し、各募集口数で除したものが1口あたりの維持会費額となります。当該出資馬の募集開始日が2歳1月までの場合には、2歳1月に到達した月から顧客の支払義務が発生します。また、募集開始日が2歳2月以降となる場合、維持会費の支払義務は、募集開始日の属する月より発生します。なお、当該出資馬が2歳2月に到達した月以降に出資申込をした場合であっても、支払義務が発生している維持会費を遡及し、ご負担していただきます。また、維持会費の合計から預託料の実績額を控除して余剰金がある場合には当該出資馬の引退時に顧客に対して返金いたします。ただし、顧客が当該出資馬の運用中に匿名組合契約を解約した場合は返金されません。

i お支払い方法

当該出資馬2歳1月分から自動引落を開始させていただきます（顧客が利用するファイナンス会社により自動引落日が異なりますのでご注意ください）。また、自動引落の手続きが完了していない顧客ならびに自動引落を希望されない顧客は、愛馬会法人が指定する金融機関口座に、『月次報告書』ならびに『出資計算書』に記載されている金額を毎月23日までに振り込んでください（振込手数料は顧客負担となります）。

なお、当該出資馬が2歳2月に到達した月以降に出資申込をした場合であっても、支払義務が発生している維持会費は遡及してご負担していただく必要があります。よって、初回の『月次報告書』ならびに『出資計算書』に限定して、支払義務が発生している月分までの合計金額を記載しております。

(3) 競走馬保険料

① 募集開始日が2歳1月までの場合

保険会社が取り扱う競走馬保険に2歳1月1日より加入するものとし、

保険期間は1月1日午後4時に始まり、翌年1月1日午後4時までとします。当該2歳馬保険金額に係る顧客の支払義務は当該出資馬に出資した時点で発生します。以降、3歳馬保険および4歳馬保険については、当該馬齢に到達する前年11月に支払義務が発生し、顧客は、保険料を当該出資馬の出資額に応じて負担していただくこととなります。なお、当該出資馬2歳1月1日以降に出資申込をした場合であっても、当該馬齢における年間保険料は、顧客に負担していただくこととなります。

② 募集開始日が2歳2月以降となる場合

募集開始日の属する月の1日より競走馬保険に加入します。従って前述「(3)①」の事項のうち、保険年度および当該保険金額に係る顧客の支払義務については、募集開始日の属する月の1日を始点にそれぞれ移行するものとします。

i お支払い方法

・ 2歳馬保険

新規に会員になられる顧客の場合には、『出資計算書』の発行日翌日から2週間以内に、当該『出資計算書』に記載されている合計金額を愛馬会法人指定の金融機関口座に振り込んでください。既会員の顧客の場合には、『月次報告書』に記載された日付から自動引落させていただきます（顧客が利用するファイナンス会社により自動引落日が異なりますのでご注意ください）。

ただし、自動引落の手続きが完了していない顧客ならびに自動引落を希望されない顧客は、愛馬会法人が指定する金融機関口座に、『月次報告書』に記載されている金額を23日までに振り込んでください（振込手数料は顧客負担となります）。

・ 3歳馬保険および4歳馬保険の場合

当該馬齢に到達する前年11月に自動引落させていただきます（顧客が利用するファイナンス会社により自動引落日が異なりますのでご注意ください）。また、自動引落の手続きが完了していない顧客ならびに自動引落を希望されない顧客は、愛馬会法人が指定する金融機関口座に、『月次報告書』に記載されている金額を11月23日までに振り込んでください（振込手数料は顧客負担となります）。

ii 注意事項

- ・ 愛馬会法人は、保険約款に従って当該出資馬の競走馬保険に対応することとなります。
- ・ 競走馬保険は、当該出資馬が不慮の事故、傷害、疾病、火災および落雷、法定伝染病による死亡、予後不良、または指定獣医の認定に基づく安楽死処置に対してのみ支給されるもので、骨折や屈腱炎等に起因する競走能力喪失による引退の場合には支給されません。
- ・ 当該出資馬の保険金額は、2歳馬については出資額の100%、3歳馬については出資額の70%、4歳馬については出資額の50%を保険金額とします。
- ・ 年間の保険料率は、出資額の3.2%となります（2024年7月現在）。5歳以降は、競走馬保険の対象外とします。
- ・ 当該出資馬が障害競走に出走する場合、出走のために当該競馬場に搬入され、レース終了後、そこから搬出された時までの期間を対象に、保険金額の20%または200万円のいずれか低い方を限度に支給されます。なお、生涯通算での障害競走への出走回数が3回に至るまでを支給の対象とし、4回目以降の出走からは支給の対象外となります。

- ・障害競走から平地競走へ運用方針を変更する場合、当該年度の翌年1月1日午後4時までの競走馬保険に再加入するものとし（当該出資馬が5歳以上の場合は、競走馬保険の対象外とします）、当該期間分の保険料に相当する保険料出資金を再加入した日の属する月の翌月に自動引落させていただきます（顧客が利用するファイナンス会社により自動引落日が異なりますのでご注意ください）。ただし、保険加入額は従前の募集金額で設定することを予定していますので、競走馬保険料もそれに相当するものとなります。また、1口あたりの保険料算出において1円未満は切り上げといたします。なお、翌年度以降の保険料出資金については、再加入月により支払月が変動します。
- ・当該出資馬に不慮の事故が起こった場合は、支給された保険金をもってその損害すべてに対する補填とし、顧客は、愛馬会法人およびその関係者に対して何らの請求もしないものとします。
- ・当該出資馬が引退のため、競走馬保険を保険期間において途中解約した際に、保険会社より支払われる解約返戻金があった場合は、顧客に返金いたします。
- ・当該出資馬の運用開始は2歳1月1日からとなりますので（前述「4. (2)」および後述「12. (4)」参照）、同日以降に当該出資馬の死亡その他の理由により運用が終了した時点でなお未払いの競走馬出資金がある場合（分割払い制度に基づく未払分を含む）には、顧客はかかる未払い競走馬出資金（募集価格に出資口数を乗じた金額から既払い分を控除した残額）を愛馬会法人に対し納入することを要します。保険金を受ける場合など、保険金を含む引退精算分配総額は競走馬出資金の未払分に充当されます。充当後に未払分が残る場合、顧客は一括してこれを愛馬会法人に支払います。また、充当後に保険金等が残余となる場合、当該残余金は顧客に分配されます。

(4) 海外遠征費

当該出資馬の日本国外での出走（以下「海外遠征」という）については、クラブ法人が、調教師等と協議し、検討した上で決定し、クラブ法人から愛馬会法人に海外遠征決定の報告があった時点で顧客に通知します。また、進上金の取扱いについては、遠征先のルールに従うものとし、さらに JRA 等交付の褒賞金については、これを進上金の対象とします。また、遠征に際して生じた検疫・輸送の帯同人件費、登録料、海外保険等の経費について、顧客は、遠征馬の競走成績に係わりなく、これを負担するものとします。海外遠征では、クラブ法人への賞金等の入金時期が遠征先の事情により異なり、また、遠征費用のすべてを把握するのに時間を要する為、愛馬会法人は、収入費用が確定次第、分配・追加出資等の事務作業を行います。

5. 匿名組合損益の帰属

クラブ法人は、計算期末に匿名組合契約に係る損益計算書を作成します。当該損益計算は、賞金等の収入から厩舎預託料、保険料、競走馬の減価償却費、進上金、営業手数料等の費用を控除して、利益あるいは損失を算出します。算出された匿名組合損益は、出資馬に対する出資口数に応じて顧客に帰属します。

6. 顧客への利益分配金に対する課税方法および税率

(1) 顧客が個人の場合

個人顧客（愛馬会会員）が前述「2.(2)」および後述「14.」で定める獲得賞金等分配対象額のうち利益分配金として受け取った金額は、雑所得として他の所得と合算され通常の所得税率により総合課税されます（分配の際に源泉徴収の対象となり、徴収された所定の所得税（20.42%）は、

確定申告時に精算となります）。また、運用期間中に生じた損失金は、次の計算期間以降に生じた利益により填補されるまで繰越します。従って、運用終了時に生じた損失金は雑所得内での損益通算は可能ですが、他の所得とは損益通算できません。

(2) 顧客が法人の場合

法人顧客（愛馬会会員）が前述「2.(2)」および後述「14.」で定める獲得賞金等分配対象額のうち利益分配金として受け取った金額は、法人税の課税所得の計算上、益金の額に算入し、通常の法人税率により課税されます。また、期末における当期損益分配額が損失の場合、当該損失金は当該法人顧客の課税所得の計算上損金の額に算入されます。運用終了時に利益分配金として受け取った金額は、益金として通常の法人税により課税されます。一方、運用終了時に生じた損失金については、法人税の課税所得の計算上、損金の額に算入されます。

7. 匿名組合契約（金融商品取引契約）期間に関する事項

当該出資馬の匿名組合契約期間は、顧客と愛馬会法人との匿名組合契約成立日から、当該出資馬の運用終了後、顧客に対して出資割合に応じて精算金等の支払いが完了した期日までとします。

8. 匿名組合契約（金融商品取引契約）の変更に関する事項

当該出資馬の匿名組合契約は、当該契約が終了するまで本書面に記載する事項の内容が適用されますが、仮に記載事項の内容について変更しなければならない事態が生じた場合には、愛馬会法人は、原則として顧客に対して同意を得た上で変更を行います。また、現在適用になっている法律の改正およびその他法律の適用を新たに受けることとなった場合においては、その法律が優先されるため、記載事項の内容について変更しなければならない場合があることを付言します。なお、上記変更が発生した場合は、書面にて通知することにより開示し、変更手続きを行うこととします。

9. 匿名組合契約（金融商品取引契約）の解約または解除に関する事項

(1) 解約の可否および条件

顧客は、解約をする日の属する月分までの出資金（支払期日の到来していない分割払出資金の未払いが存在する場合は、この未払金を全額完納）、一般会費、維持会費および競走馬保険料を支払った上で、当該出資馬が運用中であっても匿名組合契約を解約することができます。ただし、その際に顧客には、当該出資馬に対する権利を放棄していただきます。なお、顧客から納付のあった入会金、出資金、一般会費、維持会費、競走馬保険料および当該出資馬の未精算の精算金等についても返金されません。

(2) 解約の方法

顧客は、愛馬会法人に連絡の後、所定の書類に自署、押印の上、『会員証』と共に、愛馬会法人へ送付し手続きを完了するものとします（所定の書類は愛馬会法人より送付いたしますので、お手元に届いた日から7日以内に返送ください）。なお、解約日は、顧客が愛馬会法人に解約の連絡をした日の属する月の末日となります。

(3) 解約手数料

匿名組合契約を解約した場合の解約手数料は発生いたしませんので、支払義務はございません。

(4) 解約申込期間

匿名組合契約成立年月日より匿名組合契約が終了される日までの期間とします。

(5) 解約によるファンドへの影響

当該出資馬に係る多数の匿名組合契約の解約または解除があった場合でも、原則として当該出資馬の運用に影響はありません。ただし、当該出資馬の馬体状況および競走成績を考慮した上で運用を終了する場合があります。

(6) クーリングオフの制度はありません

競走用馬ファンドは、金商法第 37 条 6（書面による解除）の適用を受けず、本金融商品取引契約にクーリングオフ制度（契約成立直後の一定期間内における無条件契約解除）はありません。ただし、当該契約日から7日を経過するまでの間、書面にて愛馬会法人に通知することにより当該契約を解除することができます。その際、愛馬会法人に納入済の出資金等代金については、振込手数料を差し引いて返金いたしますが、顧客が納入の際に負担した振込手数料については、愛馬会法人では負担いたしかねますので、あらかじめご承知おください。なお、当該契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。

10. 競走用馬ファンド受益権の譲渡に関する事項

顧客は匿名組合契約上の地位を、愛馬会法人の書面による同意なしに譲渡し遺贈し、または質入することはできません。

11. 顧客から出資された財産の投資の内容および財産管理方針に関する事項

(1) 商品投資の内容および投資制限

顧客から出資された財産は、金商法第2条第2項第5号および第6号に掲げる権利であって、府令第7条第4号二(1)に規定する競走用馬（競馬法第14条に基づき、JRA 等が行う登録を受け、または受けようとする競走用馬）に限定して投資を行います。

(2) 借入れ、集中投資、他の商品ファンドへの投資および流動性に欠ける投資対象への投資の有無

①借入れについて

当該出資馬の運用に伴う預託料の費用は、顧客から預託されている維持会費で充当します。顧客から預託されている維持会費で賄えない超過額が発生した場合および見込むことが困難な出来事に伴う費用については、一時的に愛馬会法人等から資金を借入れることによって補い、最終的な費用負担は当該出資馬の運用終了時に行う精算金額の計算段階で当該借入金額を算入しますので、顧客に対して負担を求めることがあります。

②集中投資、他の商品ファンドへの投資および流動性に欠ける投資対象への投資の有無

クラブ法人は、JRA 等から支払われた賞金等を活用して、別のファンド等への投資は一切行いません。また、愛馬会法人においても利益分配金および出資返戻金を活用して別のファンド等への投資は一切行いません。よって、利益分配金および出資返戻金については、顧客に対して支払うまでの間、銀行等の金融機関へ預託し、適切な資金管理を行います。

(3) 当該出資馬の繰上げ運用終了の有無

当該出資馬は、馬体状況、競走成績およびその他の事由により、運用終了日が繰上がる場合があります。

(4) 運用開始予定日について

当該出資馬の運用開始予定日は、2 歳 1 月 1 日とします。

ただし、募集の開始日が2歳2月以降となる場合には、募集開始日の属する月の1日を運用開始予定日とします。

(5) 運用終了予定日について

愛馬会法人からクラブ法人に対して現物出資された当該出資馬の場合については、馬体状況および競走成績を考慮し、クラブ法人が当該

出資馬の所有権に基づいて、(i) 競走馬として第三者等へ売却譲渡する、または(ii) JRA もしくは NAR の競走馬登録を抹消する（未登録馬については登録しない）ことを決定します（登録抹消後、種牡馬として売却する場合も含む）。クラブ法人は、(i) の場合は、競走馬としての売却譲渡の内容を、(ii) の場合は、登録抹消済みまたは未登録のまま登録しないことが確定した当該出資馬を第三者等に譲渡するなどの手続き開始を、それぞれ愛馬会法人に伝達し、愛馬会法人は出資会員宛にその旨を通知します。上記(i) 売却、(ii) 登録抹消をもって競走用馬ファンドは運用終了（本書面において「引退」または「運用終了」ということがある）となるため、運用終了予定日は未定です。当該出資馬の引退後は、愛馬会法人へ返還し、愛馬会法人が第三者へ売却等を行います。また、愛馬会法人からクラブ法人に対して現物出資がされていない当該出資馬の場合については、当該出資馬の所有権がある愛馬会法人が、馬体状況を考慮の上、クラブ法人に現物出資をしないことの変更手続き（本書面において「引退」または「運用終了」ということがある）を行い、その後、第三者へ売却等を行うため、運用終了予定日は未定です。ただし、当該出資馬が牝馬の場合には、原則として6歳3月末をもって運用終了としますが、馬体状況および競走成績を考慮し、運用終了日が繰上がる場合があります。また、6歳4月以降も運用を続行する場合は、愛馬会法人はクラブ法人の決定を受けて、顧客に対し事前にその旨を通知します。

(6) 引退馬のオークションサイト等への出品について

当該出資馬の引退・運用終了に際して、クラブ法人はオークションサイト等に出品し、当該出資馬を競走馬として売却する場合があります。

- (i) 当該出資馬がオークションサイトに出品され第三者に落札された場合、繋養経費は出品馬引渡し以降に買主の負担となります。このため、顧客は当該出資馬の預託料等を出品馬の引渡し日の前日まで負担するものとします。
- (ii) オークションサイトへの出品は原則として JRA の競走馬登録抹消後となりますが、当該出資馬が JRA から転籍するなどして NAR で運用されていた場合は競走馬登録を抹消することなく出品となる可能性があります。
- (iii) 売却代金から売却申込料、銀行振込手数料等を差し引いた金額（消費税等控除後）が顧客への分配対象となります。
- (iv) 出品馬に応札がなく「主取り」となった場合、売却申込料の返却はありません。また、「主取り」となった当該出資馬の競走馬登録抹消がされていない場合、クラブ法人は直ちに競走馬登録抹消の手続きを行い、顧客は抹消手続きが完了するまでの預託料等を負担するものとします。

(7) 競走用馬ファンドの運用に係る計算期間

当該出資馬の計算期間は、毎年1月1日に始まり、12 月 31 日に終了するものとし、毎年 12 月 31 日を決算日とします。

(8) 顧客から出資を受けた財産の管理口座

金融商品取引法第40条の3および内閣府令第125条の求めに従って、事業者の財産と出資財産とを分別管理するため、愛馬会法人およびクラブ法人は、匿名組合運用に関わる顧客から受けた出資金を下記の口座にて適切に資金管理します。

①愛馬会法人における出資財産の資金管理口座

- ・北洋銀行 浦河支店 普通預金 口座番号 3069840
口座名義 株式会社大樹レーシングクラブ

②クラブ法人における出資財産の資金管理口座

- ・北洋銀行 浦河支店 普通預金 口座番号 3069839
口座名義 有限会社大樹ファーム
- ・北洋銀行 浦河支店 普通預金 口座番号 3064421
口座名義 有限会社大樹ファーム

12. 顧客の権利および責任の範囲

(1) 顧客から出資された財産に関する顧客の監視権の内容

顧客は、匿名組合契約（商法第 542 条、金商法第 47 条の 3）に基づき、事業報告書を閲覧することができます。

(2) 顧客から出資された財産の所有関係

顧客から出資された財産により取得した競走用馬（本書面において「当該出資馬」という）の所有権は、商法第 536 条の規定に基づき愛馬会法人に帰属します。当該愛馬会法人は、当該出資馬の所有権により、商法第 535 条の規定に基づき JRA もしくは NAR に馬主登録のあるクラブ法人に対して現物出資を行うことによって所有権がクラブ法人に移転します。これに伴いクラブ法人は、当該出資馬の飼養管理、JRA もしくは NAR に競走用馬としての登録、当該出資馬を預託する調教師および出走する競走（海外を含む）の選択、当該出資馬の引退手続きおよび引退後は愛馬会法人へ返還を行います。なお、クラブ法人から愛馬会法人へ返還された当該出資馬および愛馬会法人からクラブ法人に対して現物出資がされていない当該出資馬の引退後の第三者への売却等については、当該出資馬の所有権がある愛馬会法人が行うものとします。

(3) 顧客の第三者に対する責任の範囲

当該出資馬の顧客は、組合員として匿名組合契約に基づき出資した資金およびそれより得られた利益の範囲内で愛馬会法人の行為に責任を負うことになります。また、当該出資馬に出資した顧客がその出資者であるが故をもって、愛馬会法人の経営および運用管理に参加することはできません。なお、顧客は当該出資馬の出資者であるが故をもって当該出資馬について馬主行為を行ったり、当該出資馬について調教師、調教助手、騎手、厩務員等と接触することおよび JRA 等の厩舎地区に立ち入ることはできません。顧客が、当該出資馬に関しての問い合わせ等をする場合には、必ず愛馬会法人を通じて行うものとします。

(4) 出資された財産が損失により減じた場合の顧客の損失分担に関する事項

競走用馬ファンドは、当該出資馬を JRA 等に馬主登録のあるクラブ法人により競馬に出走することにより賞金等を取得させ、当該賞金等から諸経費を控除した額をクラブ法人は愛馬会法人に支払い、支払いを受けた愛馬会法人は、当該支払金額を出資割合に応じて算出し、顧客に対して分配するというファンドスキームのため、顧客が当該出資馬に出資した元本額は戻ってきません。また、競走用馬によっては、馬体状況等により競馬に出走することなく引退してしまうこともあるため、収益が保証されているものでもありません。なお、当該出資馬に関する顧客の損失負担は 2 歳 1 月 1 日（※ただし、募集の開始日が 2 歳 2 月以降となる場合には、募集開始日の属する月の 1 日）の到達時期より発生します。従って、2 歳の到達前に当該出資馬の死亡もしくは競走能力を喪失した事態を含めて、何らかのやむを得ない事由により匿名組合契約を終了することになった場合には、当該出資馬の出資金および競走馬保険料は、顧客に対して全額返金されます。

(5) 顧客から出資された財産に関する収益および出資馬の売却に伴う代金の受領権

以下に定める受領権は、当該出資馬の出資金を一括納入された顧客または分割払いを完納した顧客が所有します。

① 賞金受領権

顧客が所有する賞金等に係る受領権は、クラブ法人が馬主として当該出資馬を競馬に出走させて得た本賞金、距離別出走奨励賞、内国産馬所有奨励賞、付加賞、出走奨励金、特別出走手当および競走取り

止め交付金の各項目の合計額（本書面において「賞金」という）および競走馬事故見舞金、補助金、給付金等から、JRA 等からの賞金交付時に係る源泉所得税ならびに進上金、消費税、クラブ法人営業手数料およびクラブ法人特別営業経費の各項目の合計額（本書面において「諸経費」という）およびクラブ法人が愛馬会法人に分配する際に係る匿名組合の利益分配に対する源泉所得税、愛馬会法人が顧客に利益の分配を行う際の源泉所得税を控除した金額（本書面において「分配金」という）にあります。ただし、JRA 等からの賞金交付時に係る源泉所得税（※後述「③ iv」参照）ならびにクラブ法人が愛馬会法人に分配する際に係る匿名組合の利益分配に対する源泉所得税（※後述「③ v」参照）は、クラブ法人および愛馬会法人が精算または還付後に顧客に分配する方法により、JRA 等源泉所得税精算金、クラブ法人源泉所得税精算金として分配されるため、顧客に受領権があります。

② その他の受領権

顧客が所有する前述①以外の受領権は、当該出資馬の引退時において売却代金（※後述「③ i」のとおり）、維持会費精算金（※後述「③ iii」のとおり）、競走馬登録抹消給付金・付加金および保険金（保険事故により支給された額または解約返戻金）の各項目の合計額を合算した額（本書面において「引退精算分配金」という）にあります。

③ 注意事項

i 当該出資馬の売却代金の算出

- a 牡馬については、第三者へ売却ができた場合にはその売却代金から手数料等を差し引いた代金（消費税等控除後）。また、種牡馬となる場合にはその売却代金の 60% 相当額とし、売却代金の 40% は営業手数料とします（※後述「28.」参照）。
- b 牝馬については、第三者へ売却ができた場合にはその売却代金から手数料等を差し引いた代金（消費税等控除後）。また、繁殖牝馬として売却する場合はいかなる場合であっても、募集総額の 10% で売却した代金（消費税等控除後）となります。

ii 顧客にはない受領権

クラブ法人が馬主として得た賞品（カップ、盾、レイ、賞状、メダルなど）に関する受領権はクラブ法人にあり、顧客に受領権はありません。また、プレゼント当選等で当該出資馬の競走用馬ファンド受益権を取得した顧客の場合にあっても、売却代金の受領権はありませんのでご了承ください。

iii 維持会費の精算金の計算

維持会費の精算金は、顧客から預託されている維持会費の合計額から、当該出資馬の運用に際し実際に要した預託料の合計額を差し引いて算出した額であって、当該出資馬の引退時に伴う精算金の算出段階において算入します。

iv JRA 等源泉所得税精算金

JRA 等が賞金支払時に控除した源泉所得税額は、クラブ法人の決算において法人税額に充当し精算します。精算後の JRA 等源泉所得税は、クラブ法人が愛馬会法人に支払い、支払いを受けた愛馬会法人は、顧客に分配します（※後述「15. (2)」参照）。

v クラブ法人源泉所得税精算金

クラブ法人が愛馬会法人に分配する際に係る匿名組合の利益分配に対する源泉所得税を控除した源泉所得税額は、愛馬会法人の決算において法人税額に充当し精算します。精算後のクラブ法人源泉所得税は、顧客に分配します（※後述「15. (2)」参照）。

13. 競走用馬ファンド(当該出資馬)から支払われる管理報酬および手数料について

クラブ法人は、当該出資馬が競馬に出走して得た賞金等から、以下の項目のうち (1) および (2) に掲げる額 (管理報酬および手数料) を JRA 等により控除されて支払いを受けます。また、クラブ法人は、JRA 等から支払われた金額から、以下の項目のうち (3)、(4)、(5) に掲げる額を控除し、このうちから (6) の源泉所得税を除いた額 (獲得賞金分配対象額) を愛馬会法人に支払います。支払いを受けた愛馬会法人は、当該支払金額から、以下の項目のうち (7) に掲げる額を控除して顧客の出資割合に応じて分配します。

(1) 進上金

当該項目は、当該出資馬を管理する調教師、厩務員および当該出資馬に騎乗した騎手に対して支払われるものであって、平地競走の場合は、賞金 (ただし、付加賞・特別出走手当を除いた額) の 20% に、付加賞の 5% を加算した額が支払われます。また、障害競走の場合は、賞金 (ただし、付加賞・特別出走手当を除いた額) の 22% に、付加賞の 7% を加算した額が支払われます。また、その他 NAR から差し引かれる諸経費を含みます。

(2) JRA 等からの賞金交付時に係る源泉徴収所得税

当該項目は、当該出資馬が1回の出走につき得た賞金額が 75 万円を超えた場合には所得税が課税されることとなり、JRA 等が賞金等から源泉徴収所得税として控除します。なお、源泉徴収所得税の計算方法は以下のとおりです。

源泉徴収所得税の計算式

{賞金－(賞金×0.2+60万円)}×0.1021

※当該源泉徴収所得税は、JRA 等源泉所得税精算金として、クラブ法人の決算において法人税額に充当精算後に年次分配します。

(3) 消費税

当該項目は、当該出資馬が1回の出走につき得た賞金から、以下の計算方法により控除されます。

消費税の計算式

賞金×10/110

※1円未満切り捨て。

(4) クラブ法人営業手数料

当該項目は、JRA 等から支払われた賞金の 5% 相当額をクラブ法人営業手数料として賞金から控除します。

(5) クラブ法人特別営業経費

当該項目は、当該出資馬が競馬に出走して優勝した際に、クラブ法人が優勝記念品制作費用等をクラブ法人特別営業経費として、G1/JPN1 競走に優勝した場合には本賞の 10%、G2/JPN2、G3/JPN3 競走に優勝した場合には本賞の 5% を控除します。

(6) クラブ法人が愛馬会法人に分配する際の匿名組合の利益分配に係る源泉徴収所得税

当該項目は、クラブ法人が利益分配金を愛馬会法人に支払う場合には所得税が課税されることとなり、クラブ法人が利益分配金から源泉徴収所得税として控除します。なお、源泉徴収所得税の計算方法は以下のとおりです。

源泉徴収所得税の計算式

クラブ法人が愛馬会法人に支払う利益分配金×0.2042

(東日本大震災復興特別所得税 [源泉徴収すべき所得税の 2.1%] が含まれます)

※当該源泉徴収所得税は、クラブ法人源泉所得税精算金として、愛馬会法人の決算において法人税額に充当精算後に年次分配します。

(7) 愛馬会法人が匿名組合契約に基づく利益分配に係る源泉徴収所得税

当該項目は、愛馬会法人が利益分配金を顧客に支払う場合には所得税が課税されることとなり、愛馬会法人が利益分配金から源泉徴収所得税として控除します。なお、源泉徴収所得税の計算方法は以下のとおりです。

源泉徴収所得税の計算式

愛馬会法人が顧客に支払う利益分配金×0.2042

(東日本大震災復興特別所得税 [源泉徴収すべき所得税の 2.1%] が含まれます)

14. 分配に係る出資返戻金と匿名組合契約に基づく利益分配金の区分方法

獲得賞金分配対象額 (※前述「13.」記載のとおり) およびその他の分配のうち、①の金額から②の金額を控除した金額を限度として出資返戻金とします。

① 賞金獲得時における競走馬出資金および維持会費出資金、保険料出資金、海外遠征出資金、事故見舞金返戻義務出資金の累積出資金額 (過去に出資返戻金があった場合は当該金額控除後の金額)

② 競走馬の賞金分配月の前月末簿価

なお、上記金額の計算方法は以下のとおりです。

ただし、引退精算分配時における前月末簿価は一律 0 円となります。

○ 競走馬の賞金分配月の前月末簿価の算出方法

・減価償却累計額の算出

競走馬出資金÷48×2歳4月1日から賞金分配月の前月までの月数

・前月末の簿価の算出

競走馬出資金－減価償却累計額

※1円未満切り捨て。

獲得賞金等分配対象額のうち、出資返戻金以外の金額は匿名組合契約に基づく利益分配金となります。

15. 競走用馬ファンド(当該出資馬)の支払金の分配方法および分配時期に関する事項

愛馬会法人は、分配金がある場合には、以下の月次分配、年次分配、引退精算分配の方法により、当該分配金のうち、利益分配金 (※前述「14.」記載のとおり) にかかる源泉所得税を控除して出資口数に応じて顧客に分配します。従って、月次分配、年次分配、引退精算分配は、当該収入を得た場合であって、必ずしも予定されたものではありません。支払時期は、月次分配の賞金は、原則として、当該出資馬が JRA 等の競馬に出走した日の属する月の翌月末日、また、月次分配の競走馬事故見舞金、補助金、給付金等は、当該出資馬が JRA 等の競馬に出走した日の属する月の前月末日までにクラブ法人が受領した当該収入を、当該出資馬が JRA 等の競馬に出走した日の属する月の翌月末日とします。年次分配は、JRA 等源泉所得税精算金については、クラブ法人計算期間 (8月1日から7月31日) 終了後の11月末日、クラブ法人源泉所得税精算金については、愛馬会法人計算期間 (8月1日から7月31日) 終了後の11月末日とします。また、引退精算分配は、当該出資馬の抹消した日の属する月の翌々月末日とします。いずれも月末 (金融機関休業日の場合は翌営業日) に顧客指定の金融機関口座へ振り込むとともに、原則として同月中旬に顧客に対して『月次報告書』 (月次分配、年次分配)、および『引退精算に係る書類等』 (引退精算分配) を送付します。

(1) 月次分配

当該出資馬が出走により得た賞金および出走した月の前月末日までにクラブ法人が受領した競走馬事故見舞金、補助金、給付金等は、出走した日の属する月の翌月末日に分配します。賞金 (控除される内容など分配方法は前述「13.」参照)、競走馬事故見舞金、補助金、給付金等は月次分配の方法により分配します。

(2) 年次分配

クラブ法人の計算期間内（8月1日から7月31日）に出走して獲得した賞金に係る、JRA 等からの賞金交付時に係る源泉所得税は、JRA 等源泉所得税精算金として当該計算期間終了後の11月末日に顧客に分配します。愛馬会法人の計算期間内（8月1日から7月31日）に出走して獲得した賞金に係る、クラブ法人が愛馬会法人に分配する際に係る匿名組合の利益分配に対する源泉所得税は、クラブ法人源泉所得税精算金として当該計算期間終了後の11月末日に顧客に分配します。年次分配における分配請求権は、分配時に生じます。

(3) 引退精算分配

当該出資馬の引退・運用終了に際して、競走馬登録抹消給付金・付加金、売却代金、保険金、保険料返戻金、競走馬事故見舞金、補助金、給付金等は、引退精算分配の方法により分配します。引退精算分配における分配請求権は引退時に生じます。また、上記（2）の年次分配を予定していたJRA 等源泉所得税精算金、クラブ法人源泉所得税精算金は、運用終了に際して分配時期を繰り上げて、引退精算分配します。

(4) 適応除外

顧客が、納入期限の到来した一般会費、維持会費、競走馬保険料ならびにその他の競走用馬ファンドに係る分割払出資金が未納になっている場合には、当該顧客に対する分配金は留保します。なお、未納の出資金および会費等を完納し、分配金を受ける権利が発生した場合には、愛馬会法人は完納された月の翌月末日（金融機関休業日の場合は翌営業日）までに当該分配金を分配します。また、いかなる場合においても未納金額と分配金との相殺は行いません。

16. 運用終了時（引退時）の支払いについて

(1) 引退精算分配の金額の計算方法

愛馬会法人は、当該出資馬の引退時に、当該出資馬に係る引退精算分配金がある場合には、当該引退精算分配金額を出資返戻金と利益分配金に区分し、出資口数に応じて算出し、当該算出額から利益分配金に対する源泉所得税（20.42%）を控除して顧客に分配します。

(2) 支払方法および支払時期

愛馬会法人は、当該引退精算分配金額を原則として、当該出資馬の運用を終了することとなった日の属する月の翌々月末日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に、出資口数に応じて顧客指定の金融機関口座へ振り込みます。なお、顧客に対して事前に『引退精算に係る書類等』（引退精算分配）を送付します。

17. 顧客への運用状況の報告の方法、頻度および時期

(1) 期間運用報告書（月次報告書）

愛馬会法人は、当該出資馬に関わる『月次報告書』を、毎月中旬までに顧客に対し書面で送付します。

(2) 期末報告書

当該出資馬の運用状況については、毎年12月31日の計算終了時から2カ月以内に顧客に対し書面で送付します。

なお、内容については下記のとおりになります。

- ・募集総額
- ・1口あたりの出資額
- ・当該報告書の作成日
- ・計算期間末の純資産総額および1口あたりの純資産額
- ・計算期間中における運用の経過
- ・計算期間の当該出資馬に関する貸借対照表および損益計算書
- ・運用開始から計算期間末までの販売件数、解約件数および計算期間中における解約件数
- ・計算期間中の配当の総額および計算期間中における1口あたりの配当の金額

18. 競走用馬ファンド（当該出資馬）に係る資産評価に関する事項

前記「17. 顧客への運用状況の報告の方法、頻度および時期」を参照してください。

19. 計算期間に係る競走用馬ファンド（当該出資馬）の貸借対照表および損益計算書の書類に関する公認会計士または監査法人の監査を受ける予定の有無

当該出資馬に関する貸借対照表および損益計算書の書類について公認会計士または監査法人の監査を受ける予定はありません。

20. 当該競走用馬ファンド受益権に関する訴訟について管轄権を有する裁判所の名称および住所

札幌地方裁判所 浦河支部

〒057-0012 北海道浦河郡浦河町常磐町 19 番地

21. 金融商品取引契約に係る法令等の概要

匿名組合契約は、商法 535 条から 542 条に規定されている匿名組合契約であって、匿名組合員となる出資者が営業者の営業のために出資し、その営業から生じる利益の分配を受ける契約です。匿名組合においては、全ての営業が営業者の名前で行われるため、その営業のため取得された資産は全て営業者の所有に帰し、匿名組合員となる出資者は第三者に対して権利義務が生じませんが、自己の出資金およびそれより得られた利益を限度に責任を負担します。また、顧客に対し交付する書面、不当な勧誘等の禁止等の行為については金商法第 38 条および 40 条等、同法の規定に基づいて行為規制を受けております。なお、馬主登録、競走用馬としての登録および抹消については、競馬法（昭和 23 年法律第 158 号）の規定に基づいて規制を受けております。

22. 顧客が愛馬会法人の営業所において金商法第 47 条に規定する書面を閲覧できる旨

顧客は、金商法第 47 条の3により、愛馬会法人の営業所において、クラブ法人および愛馬会法人の事業報告書を当該営業所の営業時間中に閲覧することができます。

23. 退会手続

顧客は、愛馬会法人に連絡の後、退会日までに当該出資馬すべての匿名組合契約を解約（※前述「9.」のとおり）した上で、所定の書類がお手元に届いた日から7日以内に自署、押印の上、『会員証』と共に愛馬会法人に送付し、手続きを完了するものとします。なお、退会日は、顧客が愛馬会法人に退会の連絡をした日の属する月の末日となります。顧客は、退会月分までの入会金、出資金（支払期日の到来していない分割払出資金の未払いが存在する場合は、この未払金を全額完納）、一般会費、維持会費および保険料を完納し、『会員証』を愛馬会法人に対して返還していただきます。また、顧客から納付のあった入会金、出資金、一般会費、維持会費、競走馬保険料および当該出資馬の未精算の精算金等についても返金されません。

24. 個人情報および特定個人情報等の取り扱いと利用目的の特定について

愛馬会法人は、顧客から取得した個人情報およびマイナンバー〔個人番号（以下、特定個人情報という）〕の保護の重要性を認識し、以下のとおり適切に取り扱います。

(1) 個人情報の取り扱いと利用目的

愛馬会法人は、顧客と匿名組合契約をするにあたって取得した個人情報については、取り扱う個人情報に関する情報の漏えい、滅失、改ざん、き損の防止等を図るため、個人情報に関する情報の安全管理、従業員の監

督および当該情報の取り扱いを委託する場合には、その委託先の監督について十分に組みつつ、以下に掲げる利用目的の範囲内で取り扱いをいたします。ただし、法令に基づく場合、または人の生命、身体または財産の保護等のために必要がある場合には、当該利用目的の範囲を超えて利用する場合がありますので、ご了承ください。なお、利用目的を変更した場合には、変更された利用目的を書面でお知らせいたします。

- ① 出資計算書・月次報告書・募集馬パンフレット等の愛馬会法人からの各種送付物の発送
- ② 会費・出資金等の引き落としおよび配当金の振込
- ③ 牧場見学ツアー等のイベントに際して、愛馬会法人が牧場関係者に対して個人情報（氏名、会員証に記載されている会員番号等）を紙媒体形式で提供すること（※なお、顧客からの求めがあれば、直ちに当該顧客分の個人情報の提供を停止いたします）
- ④ 愛馬会法人主催の旅行サービス等開催時に、参加者氏名等個人情報を旅行代理店へ連絡すること
- ⑤ イベント等の各種案内

(2) 特定個人情報の取り扱いと利用目的

愛馬会法人は、顧客から以下に掲げる目的で書面にて取得した特定個人情報の取り扱いに関し、厳格な保護措置を講じ、法令で定められた利用目的以外には一切利用いたしません。

- ① 賞金等の分配に関する支払調書作成事務の遂行
- 特定個人情報等の安全管理措置に関し、特定個人情報等の漏えい、滅失またはき損の防止、その他の特定個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じ、特定個人情報等の取り扱いを継続的に改善するよう努めます。

25. 当該出資馬の地方競馬への競走馬登録・在籍について

(1) 地方競馬全国協会（以下、NAR）への競走馬登録と当該出資馬の運用について

クラブ法人の所有する競走用馬について、NAR へ競走馬登録を行うことにより地方競馬主催者が施行する競馬に出走させて運用する場合があります。また、当該出資馬が運用開始後に JRA から NAR へ、NAR から JRA へ転籍して運用する場合があります。当該出資馬を JRA・NAR のいずれかに登録・在籍させるかについては、クラブ法人が判断するものとします。従って、顧客は出資馬が JRA または NAR のいずれかに競走馬登録された場合においても、匿名組合契約が終了するまでの間、本書面に定めた権利、義務に従って、維持会費等の追加出資金納入等を行い、また賞金等の分配を受けます。なお、地方競馬の賞金体系等については、地方競馬の主催者ごとに別途定められており、各主催者の定める内容に従います。また、維持会費、競走馬保険料、顧客の受領権、分配金、引退精算分配金の支払い、牝馬の使用期限については以下のとおりとし、それ以外の詳細についても全て本書面に則り、運用するものとします。

① 維持会費

当該経費は、当該出資馬の運用において生じる費用（育成および厩舎預託料、各種登録料、輸送費など）に充当するためのものであって、NAR へ競走馬登録を行い運用する競走用馬について、南関東4競馬場（浦和・大井・川崎・船橋）の所属馬に関しては、これを1頭あたり月額45万円と設定し、各募集口数で除したものが1口あたりの追加出資額となります。また、それ以外の競馬場の所属馬については、その都度設定し、各募集口数で除したものが1口あたりの追加出資額となります。ただし、その際の上限は45万円とし、顧客には必ず事前に通知するものとします。なお、当該出資馬が転籍する場合の当該経費は、それぞれ競走馬登録を抹消または所属厩舎を退厩した翌月分から変更となります。

② 競走馬保険料

本書面の前述「4. (3)」が適用されます。

③ 顧客の受領権ならびに分配金および引退精算分配金の支払いについて

本書面の前述「12. (5)」、「15.」および「16.」が適用されます。

④ 牝馬の使用期限について

本書面の前述「11. (5)」が適用されます。

(2) JRA 未勝利馬がクラブ法人所有のまま地方競馬へ転籍して再度 JRA に登録するケースについて

未勝利で JRA の競走馬登録を抹消した当該出資馬が NAR に転籍して JRA の定める成績を挙げた場合、JRA に競走用馬として再登録できます。従って、当該出資馬がこの制度を利用し、JRA の再登録を目的に NAR に競走馬登録を行った上、地方競馬の競走において運用する場合があります。この場合においても、本書面の前述「25. (1)」の運用方針に従って当該出資馬は運用されます。

(3) 再ファンドを前提とする競走馬登録の抹消制度について

JRA 未出走および未勝利のまま引退する出資馬について、関係者が協議の上、JRA へ再登録する意思がある場合は、競走馬登録抹消後、一旦当該馬のファンドを解散して、NAR に馬主登録のある第三者（当該馬の生産者・提供者・クラブ法人株主のいずれか）に所有権を移転して現役を継続します。当該馬が地方競馬在籍中に JRA への再登録条件を満たした場合に、地方競馬の競走馬登録を抹消し、再募集され、従前の出資会員が任意に再度当該馬の出資権利を取得できる制度です。

【再ファンドの主な流れ】

- ① ファンドの解散による引退精算金（競走馬登録抹消給付金・付加金、売却代金、保険金、保険料返戻金、競走馬事故見舞金、補助金、給付金等）の配当

- ② NAR に馬主登録のある第三者（当該馬の生産者・提供者・クラブ法人株主のいずれか）に所有権を移転して現役を継続し当該馬が JRA への再登録条件を満たした際は、従前の出資会員へ報告書および再ファンド申込書を送付いたします。

- ③ 再募集締め切り後、再びクラブ法人に所有権を移転して JRA での運用を行います。

(4) 引退・運用終了の判断とその後の地方競馬への出走について

JRA の競走馬登録を抹消する、あるいは JRA に競走馬登録を行わないことをもって、引退・運用終了、匿名組合契約終了とする判断についてはクラブ法人が行います。従って、当該出資馬が未勝利馬の場合においては、本書面の前述「25. (1)」記載の地方への転籍は必ずしも行われるものではありません。また、地方競馬に転籍後、地方競馬にて運用中に、引退・運用終了、匿名組合契約終了とする判断をとる場合がありますので、前述「25. (2)」記載の「JRA の再登録」は必ずしも行われるものではありません。愛馬会法人と会員との間の当該出資馬の匿名組合契約が終了する際、当該出資馬が譲渡されることがありますが、当該譲渡によりあらたに当該競走馬の所有権を取得した第三者が、当該競走馬を地方競馬等の競走に出走させることがあることを、当該出資馬の会員は了承するものとします。クラブ法人は、かかる匿名組合契約終了とする判断について、出資会員の利益を最優先に誠実に行うものとします（ただし、その判断の結果責任を負うものではありません）。

26. 苦情処理措置および紛争解決措置について

第二種金融商品取引業に関する苦情処理措置および紛争解決措置については、本社において対応しますが、解決に至らない場合、または顧客より紛争解決機関の利用を希望される場合は、「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター」が行う手続きに従って、その解決に努めます。当社が加入している「一般社団法人 第二種金融商品取引業協会」は、「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター」に対して紛争解決の委託を行っています。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-1 第二証券会館
TEL：0120-64-5005 FAX：03-3669-9833

27. 反社会的勢力の排除について

愛馬会法人は、顧客が次のいずれかの各号に該当する場合には入会および契約の締結には応じないものとします。また、顧客が次のいずれかの各号に該当する場合に、何らかの催告を要せず、愛馬会法人は、契約解除および退会を執行できるものとします。また、顧客は契約解除の属する月分までの一般会費、競走馬出資金、維持会費出資金および保険料出資金を負担するものとします。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力等」という）
- (2) 反社会的勢力等が、経営を支配していると認められる関係を有すること
- (3) 反社会的勢力等が、経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (4) 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、または便乗を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 前記（2）、（3）、（4）に準ずる関係を有すること
- (6) 顧客自らまたは第三者を利用して、当社、および当社役職員等に対し、詐術、暴力的行為、法的な責任を超えた不当な行為、または脅迫的言辞を用いるなどした場合
- (7) 顧客自らまたは第三者を利用して、当社、および当社役職員等の名誉や信用等を毀損し、または毀損するおそれのある行為をした場合
- (8) 前記（6）、（7）、に準ずる行為を行った場合

28. 種牡馬賃貸（リース）契約の概要

(1) 繋養先、売却価格等の決定方法

当該出資馬の種牡馬への転用の可否、転用の時期、繋養先等は、クラブ法人が決定します。ただし、種牡馬としての価値が比較的高額となる場合には、売却する方法ではなく、後述「28（3）」に掲げる種牡馬賃貸契約に締結する方法を採ることがあります。この場合、クラブ法人は当該出資馬の所有権を愛馬会法人に返還するものとし、愛馬会法人が種牡馬賃貸に関する諸事項を決定します。

(2) 繋養先ならびに売却価格等の決定方法

種牡馬転用時の評価（売却価格もしくは賃貸価格）は、競走成績、血統背景、景気動向等による需要予測、過去の類似売買（もしくは賃貸）実例などを参考にして、売却先または賃貸先（繋養種馬場）と協議の上で決定します（無償で寄贈する場合があります）。種牡馬として売却できた場合の売却代金については、その売却代金（消費税込み）の40%を営業者の報酬として、残額の60%相当額（消費税等控除後）を顧客に分配します。

(3) 種牡馬賃貸（リース）契約の概要

種牡馬賃貸契約内容については、個々によって一部異なる場合がありますが、概ね次の形式となります。クラブ法人が競走馬登録を抹消した当該出資馬の所有権は、愛馬会法人に返還されます。愛馬会法人は契約開始から複数年（最長5年）に渡って当該出資馬を第三者に賃貸します。これにより得た賃貸収入から繋養経費（預託料、保険料、種牡馬登録料等）を除いた純利益金の60%（消費税等控除後）が顧客に対する獲得賞金分配対象額となります。愛馬会法人は獲得賞金等分配対象額のうちから匿名組合契約に関わる源泉徴収所得税を控除して、各年度の種付シーズン終了後に顧客の出資口数に応じて分配します。賃貸期間終了後は希望により10万円に消費税を加えた金額で譲渡します。供用初年度には授胎率に関する保険に加入する他、その後の傷害、疾病による当該年度の種付け頭数の減少、授胎率の低下、種付け不能など不測の事態に対しては一部の免責事項を除いて保険によって補填され、予定した賃貸収入が顧客に支払われる内容が基本の仕組みとなります。

発行：株式会社大樹レーシングクラブ
（作成年月日：2024年7月1日）